

板橋区養子縁組里親制度実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）を、養子縁組を目的として、家庭的な環境の下において、より個別的な処遇を行うため、期間を定めて養子縁組里親に委託し、養育する板橋区養子縁組里親制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「養子縁組里親」とは、養子縁組を目的として要保護児童を養育する里親の認定を板橋区長（以下「区長」という。）から受け、養子縁組里親名簿に登録された者をいう。

(養子縁組里親への委託の対象となる児童)

第3条 養子縁組里親への委託の対象となる児童は、その生育歴、性格、年齢、実親の状況等を勘案して、家庭的環境で養育することが望ましい児童とする。

(申請及び家庭調査等)

第4条 板橋区子ども家庭総合支援センター所長（以下「子ども家庭総合支援センター所長」という。）は、養子縁組里親となることを希望する者（以下「養子縁組里親希望者」という。）に対し、民法（明治29年法律第89号）第817条の2に規定する特別養子縁組及び同法第792条から817条の2までに規定する普通養子縁組についての説明を行い、その希望を聴取する。

2 養子縁組里親希望者は、子ども家庭総合支援センター所長を経由して区長に申請書（板橋区児童福祉法施行規則第19号様式）及び必要書類（以下「申請書類等」という。）を提出する。

3 板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年3月31日東京都板橋区規則第12号）第17条第1項に基づき、子ども家庭総合支援センター所長は、養子縁組里親希望者から申請書類等を受理したときには当該養子縁組里親希望者について家庭訪問を行い、その適否について十分な検討を行い、当該申請書類等に家庭調査書を添付して区長に提出する。

4 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容の審査を行い、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定により、板橋区児童福祉審議会の意

見を聴き、適当と認めるときは、養子縁組里親として認定し、里親登録簿に所定の事項を登録するものとする。

(養子縁組里親の選定)

第5条 子ども家庭総合支援センター所長は、援助方針会議で養子縁組里親に委託することが適当であると決定した児童（以下「候補児童」という。）に対し、候補児童の養育に最も適合する養子縁組里親を選定するよう努めるものとする。

(児童との引き合わせ及び交流)

第6条 候補児童の委託先として選定された養子縁組里親と候補児童との引き合わせ及び交流は、板橋区子ども家庭総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）が候補児童を担当する児童相談所と連携して行う。

2 前項の交流中の観察、指導等は、総合支援センターと候補児童を担当する児童相談所が連携して行う。

3 子ども家庭総合支援センター所長は、交流中の状況を十分に把握し、適当と認められるときに委託措置を行う。

(指導、助言等)

第7条 子ども家庭総合支援センター所長は、前条の引き合わせ及び交流を経て養子縁組里親に委託された児童（以下「委託児童」という。）の養育に関する次の各号に掲げる事項について、養子縁組里親に対し、必要な指導、助言等を行う。

(1) 適切な時期に養子縁組の手続きをとること。

(2) 養子縁組の手続きが終了した場合、速やかに総合支援センターに連絡すること。

(3) 委託児童の養育中は、児童福祉司による訪問指導を受けること。

(4) 機会があるごとに研修等を受講して養育技術の向上に努めること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、子ども家庭総合支援センター所長が必要と認める事項

(関係自治体との連携)

第8条 子ども家庭総合支援センター所長は、第5条の規定による養子縁組里親の選定に当たり、東京都（以下「都」という。）及び他の児童相談所設置市である特別区（以下「他区」という。）に養子縁組里親の推薦を依頼する場合は、その候補児童の情報を、都及び他区に送付し、養子縁組里親の推薦を依頼する。

2 子ども家庭総合支援センター所長は、前項の規定により推薦された養子縁組里親があ

った場合は、選定に当たり、当該養子縁組里親の居住地の児童相談所長の意見を聴くこととする。

- 3 子ども家庭総合支援センター所長は、都又は他区から養子縁組里親の選定依頼があった場合で、適当と認められる養子縁組里親がいるときは、当該養子縁組里親の同意を得た上で、選定依頼のあった都又は他区に当該養子縁組里親の情報を送付することとする。
- 4 前3項の規定に基づき、児童と養子縁組里親の引き合わせ及び交流を行う場合は、総合支援センターは、関係自治体と連携してこれを行うものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、都と区の間又は他区と区の間での相互委託に当たり、必要な事項は別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、養子縁組里親制度の実施に関し必要な事項は、子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。